

虐待防止に関する方針

1 社会福祉法人所沢市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）に於ける虐待防止に関する基本的な考え方

「虐待は人権侵害である」との認識のもと、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待防止に該当する次の行為のいずれも行いません。

- (1) 身体的虐待 利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。また、正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
- (2) 性的虐待 利用者にわいせつな行為をすること又は利用者にわいせつな行為をさせること。
- (3) 心理的虐待 利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (4) 放棄・放置 利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他者による虐待行為と同様の行為の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること
- (5) 経済的虐待 利用者の財産を不当に処分することその他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

2 本会の目指す職場環境

虐待防止には（１）相談しやすいこと（２）指摘し合えること（３）評価し合えること（４）支え合えること（５）個々の意見や価値観を受け止めてくれることが必要であり、これらの視点を職場全体で向き合うことが虐待防止につながると捉えています。本会の目指す職場環境の整備を進めるため次の虐待防止に関する取り組みを実践します。

3 虐待防止に関する取り組み

本会は、具体的な虐待防止に関する取り組みを実施するため虐待等防止委員会を設置します。虐待等防止委員会は年２回以上開催し、下記の取り組みを企画・実施するものとします。また、施設・事業所については虐待防止措置を適切に実施する担当者（虐待防止責任者）を設置し、研修等の実施による虐待防止に取り組みます。

【虐待等防止委員会の役割】

(1) 虐待防止のための計画づくり（年間計画）

以下の内容を年間計画として作成します。

- ①倫理綱領、行動指針等の作成及び更新と職員への周知
 - ②虐待防止及び疾患や障がい等の個別の特性に応じた研修の実施（外部研修受講含む）
 - ③ストレス要因が高い職場環境の確認と見直し（本会ストレスチェック制度実施規程に基づき実施するストレスチェック結果を活用）
 - ④既存のマニュアル、チェックリストの更新
 - ⑤虐待防止に関する掲示（広報）の実施
- (2) 虐待防止のチェックとモニタリング
- 各所属からのヒヤリ・ハット報告書を共有し、虐待防止に関する検証を行います。
- (3) 虐待発生後の検証と再発防止策の検討
- 虐待やその疑いが生じた場合、事案を検証し、直ちに虐待防止策を検討し、実行します。
- (4) 身体拘束等の適正化に関する事項
- 正当な理由なく身体を拘束することは身体的虐待にあたることから身体拘束適正化指針を定め、指針に基づき、身体拘束をしないサービス提供の実施に努めます。
- (5) 成年後見制度の利用支援に関する事項
- 利用者の権利擁護を促進するため、必要に応じて利用者及び家族等に対し成年後見制度についての説明を行うとともに、情報提供や案内等の支援を行います。
- (6) 虐待等による苦情解決方法
- 虐待等に関する苦情相談については、「社会福祉法人所沢市社会福祉協議会福祉サービスの適正運営に関する規程」に基づき以下のとおり適切に対応します。
- ①虐待等の苦情相談を受け付けた苦情受付担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告します。
 - ②苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、相談者等に不利益が生じないよう細心の注意を払うものとします。
 - ③対応の流れは福祉サービスの適正運営に関する規程に基づき進めます。
 - ④寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します。
- (7) 当方針の閲覧について
- 当方針は、各事業所に掲示及び本会ホームページに掲載します。

令和8年4月1日改正